

**岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に
基づく平成23年度実績及び平成24年度計画
の評価結果報告書**

平成24年9月19日

岩倉市行政経営プラン推進委員会

I はじめに

岩倉市では、平成24年3月に、平成27年度を目標年度とした「岩倉市行政経営プラン」及び「同行動計画」を策定した。この「岩倉市行政経営プラン」においては、基本目標を「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」と定めるとともに、経営指標として「岩倉市の施策に対する市民満足度の向上」「財政指標」を掲げ、4つの改革の柱とこの柱ごとに方向性を定めて行政改革に取り組むこととした。なお、このプラン及び行動計画の策定に当たっては、岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「当委員会」という。）にも意見を求められ、提言を行った。

このたび、当委員会は、岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく平成23年度実績と平成24年度計画について、平成24年8月10日・21日・24日の3日間に渡り審議を行い、その評価及び提案を次のとおり取りまとめたので報告する。

II 総括

平成23年度は「多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす」を基本理念とした第4次岩倉市総合計画の初年度に当たる。行政経営プラン及び同行動計画は、効果的かつ効率的な行政経営を行うためのツールであり、これに基づき行政改革を進めることが、総合計画を下支えし、推進するために必要不可欠な取組である。

今回、当委員会に提出された行政経営プラン行動計画の平成23年度実績及び平成24年度計画は、平成24年2月に行政経営プラン及び同行動計画の策定に当たって当委員会が提案した意見は、おおむね反映されていた。Plan→Do→Check→ActionのPDCAサイクルを着実に回すという観点から考えれば、取組項目を担当する部門の職員1人ひとりの意識にPDCAサイクルが浸透するべきであり、今後はそのようなことが確実に行える仕組みを構築されたい。

また、今回行動計画として挙げられたものの中には、平成24年度又は25年度に取組が完了するものが多く含まれている。これらの項目を確実に達成していくことは言うまでもないが、今後は、平成27年度までの計画期間を見据えて、行政経営プランの4つの改革の柱とその柱ごとの方向性に基づき、数値目標を取り入れた新たな取組項目を積極的に設定すべきであると考えている。

行動計画について更にいえば、経費の削減や歳入の確保に結びつく項目がまだまだ少ないと思われる。今回のプランは、単に経費の削減を求めるものではないが、行政改革の基本は、効果的かつ効率的な行政を目指すことにあ

る。今回のプランにおいては、新たな経営指標として、市民満足度の向上を取り入れたが、市民満足度の向上と効率的かつ効果的な行政を目指すことを両立すべきである。このことをしっかり踏まえて、行動計画を策定したから5年間はそのままよいということではなく、常に見直しを行い、職員1人ひとりが市全体のことを考えながら、積極的な経費の削減、財源の確保に取り組んでほしい。

人口減少時代が到来し、また、地方分権の進展に伴い自治体が互いに切磋琢磨する時代において、岩倉市の優位性と劣点を見極めて、優位性を伸ばし、劣点は克服する努力を続けることにより、岩倉市が選ばれる都市となしてほしい。そのためには、本市における事務の積極的な見直しや他自治体の情報収集を積極的に行い、有効と思われるものは積極的に取り入れることで、岩倉市が「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まちになることを目指してほしい。

最後に、これからの4年間は、少子高齢化社会の進展に伴う人口減少や人口構造の変化のほかにも、消費税引き上げへの対応、地方分権改革で国、県の事務が市町村へ移譲されることによる事務量の増加、50歳代後半の職員が大量に退職することで職員の年齢構成が若返り、経験が求められる業務に対して適切な対応が困難になることへの懸念、市民に対する市への要望の多様化、複雑化などの要因により、大きな転換期になると思われる。今後は、岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく行政改革を着実に進めるとともに、第4次岩倉市総合計画に基づく計画的な行政を進めることで、地に足のついた堅実な行政が行われることを強く望むものである。

Ⅲ 岩倉市行政経営プランにおける指標・目標値について

経営指標 1 岩倉市の施策に対する市民の満足度

岩倉市の施策に対する市民満足度を把握するために、市では、平成24年6月から7月にかけて、無作為抽出による市民1,500人に対して調査を行った。その結果、岩倉市の施策に対する市民満足度は-0.02となり、基準となる平成20年の市民意向調査の結果と同値となった。計画最終年度である平成27年度における目標値は0.10としており、今後は、あらゆる機会を捉えて市民ニーズを的確に把握し、費用対効果を十分念頭に置いてこれらを推進するための方策を真摯に検討してほしい。また、それらの取組を市民に分かりやすく、かつ積極的に周知すべきである。

経営指標 2 財政指標

財政指標として設定している3つの指標は、平成23年度決算数値として、經常収支比率は85.5%（平成27年度決算での目標値は88.0%以下）、将来

負担比率は45.3%（平成27年度決算での目標値は100.0%以下）、実質公債費比率は8.0%（平成27年度決算での目標値は11.0%以下）でいずれも行政経営プランの目標値以内であり、財政指標は適正であるといえる。

一方で、今後は、小牧岩倉衛生組合の焼却炉建設等によりさらなる財政負担が見込まれるため、一層適切な財政運営に心がけてほしい。

IV 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成23年度実績及び平成24年度計画について

取組項目ごとに別紙により当委員会の意見をまとめたので、参考にしてほしい。

岩倉市行政経営プラン推進委員会委員

委員長	岩崎 恭典	副委員長	長瀬 章一
委員	山北 正明	委員	岩田 恒治
委員	丹羽 智哉	委員	戸田 和子
委員	日比野光雄	委員	牧野加代子
委員	今井 雅浩	委員	田辺由里香

(別紙) 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成23年度実績及び平成24年度計画に対する行政経営プラン推進委員会の意見

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)	
						23	24	25	26	27					
1	(1) 質の高い行政サービスの推進	①行政サービスの向上	市ホームページの充実	秘書課	・市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、申請書、届出書等の様式を掲載し、ダウンロードできるようにする。	ホームページの持つ即時性及豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載することで市民の利便性を高められる。	実施	実施	実施	実施	実施	・ホームページに市制記念ビデオ(YouTubeを利用)と市制記念誌を掲載した。 ・見やすいホームページや分かりやすいホームページを作るために年1回全所属に通知を出している。	・市制記念ビデオと市制記念誌をホームページに掲載したことにより、行事やまつりを視覚的に見ることができるようになり、岩倉市をより身近に感じていただくことができた。	・ホームページ内の災害情報へのアクセスの方法をトップページから簡単に検索できるように改善する。 ・ホームページでのアンケートやアクセス数の把握について検討する。 ・現在のホームページは、平成19年度にリニューアルを行い、その後5年以上経過している。本年度はサーバーの老朽化への対応を行うとともに、運用管理についての検討を行う。	
			窓口サービスの向上	秘書課 会計課	・市民に親しまれるとともに分かりやすい説明ができるように接客研修等の充実を図る。 ・会計課窓口においては、納税者の窓口対応に必要な基本的な市税等の知識、情報を共有化し、より一層、迅速な対応を心掛け正確な出納事務を行う。職員同士の情報共有化のため、平成24年度にマニュアルを作成し、平成25年度以降、新しい情報に更新していく。	窓口での市民の満足度が高まる。	実施	実施	実施	実施	実施	<秘書課> ・窓口対応等での住民満足度を高めるための研修等を実施した。 ・市独自研修:クレーム対応力向上研修など6研修を実施し114名が受講した。 ・外部研修機関(公益財団法人愛知県振興協会研修センター等)実施研修:クレーム対応研修など4研修に27名が受講した。 ・その他、接客に関する機関紙を発行し、接客について考える機会を提供した。 <会計課> ・会計窓口での納税者の窓口対応で必要となる基本的な知識向上に心掛け、より迅速で正確な会計事務を行った。	<秘書課> ・職員の意識改革、スキルアップ及び市役所の満足度の向上に繋がった。 <会計課> ・市民サービス向上につながった。	<秘書課> ・接客に関する研修等を引き続き実施し、窓口サービスの向上を図っていく。 <会計課> ・職員同士の情報共有化のため、マニュアル作成する。	
			公文書目録のホームページ公開	行政課	・行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 <年度ごとの取組内容> ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができることも、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	・文書管理システムは、現在自庁開発したものを活用しているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理が可能な新たな文書管理システムの導入を検討したが、見送ることとなった。	・文書管理については、現行の自庁開発によるシステムを改良しながら行う方針とした。	・職員による勉強会を立ち上げ、これらの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、公文書目録の公開を行うために必要な方策について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。 ・文書のファイリングシステムの基本を徹底する。	
			日曜市役所の実施日の拡大	市民窓口課	・日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	・平成23年5月から第2週の日曜日を除く日曜日の午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。平成23年度の実施回数は36回、来庁者は974人(27人/日)、証明発行件数 1,342件、対応した職員数は延べ90人となった。 ・職員の勤務における休日は、振替で処理した。 ・3月に1回広報で周知している。	・金曜日の時間延長時(午後5時～7時までの2時間)よりも来庁者が増えた。(平成22年度の来庁者は469人、9人/日)	・平成23年度の実績から、市民の利便性の向上を図るため、年末年始以外の毎日曜日に開庁するよう拡大していく。	・来年度は日曜開庁についての検証が示されるとのことだが、単なる来庁者数のみならず、これにかかる人件費と取扱業務の内容を総合的に勘案して検証すること。
			総合窓口の改善	市民窓口課	・窓口における案内係の配置を検討するとともに、多機能発券機を市民が多数来庁する窓口を設置する。 ※1階フロアの保険医療、年金の窓口を設置する。(現在、転入・転出などの届出窓口のみ設置あり)	来庁者の要望に沿った窓口への誘導をすることにより、余計な時間をかけず、スムーズに手続きを行うことができる。窓口の市民に安心を与えることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	・届出(戸籍・住民異動)のみ発券機を利用してきた。 ・新情報システム検討委員会の総合窓口システムワーキンググループで、総合窓口の先進地である福岡県大野城市、福岡県粕屋町を視察した。	・届出窓口の混雑時、届出人の整理に活躍した。 ・調査結果に基づき、窓口のサイン、目隠し、窓口の色分けなどが必要なことがわかった。	・多機能発券機を設置する。 ・この発券機は、届出(戸籍・住民異動)、国保、後期高齢者医療、年金、介護保険等目的別に選択できるものを導入する。 ・案内係の配置について検討する。	
			がん検診申し込み方法の改善	健康課	① ホームページの活用 ・申請書、申込書及び記入例等をダウンロードできるようにする。 ・検診申し込み状況を効果的に公開していく。 ② 申し込み方法の拡大 ・往復はがき等の申し込みを取り入れる。	・申し込み情報の提供及び申し込み方法の改善により受診者の利便性を高め市民サービスの向上を図る。 ・より多くの市民に受診していただくため、申し込みの利便性を高めるとともに検診の情報を配信することにより申し込みの機会を拡大し、申込者の増加を図る。	検討	検討	実施	実施	実施	・事前申込み受付件数(窓口受付)は、平成23年度6,109件、平成22年度6,173件。 ・課のグループ内で申し込み方法拡大に向け打合せ会議を実施した。 ・他市町の資料を収集した。 ・一部電話での申込みを開始した。	・打合せ会議や資料の収集により、申し込み受付方法の課題を整理した。 ・市民の利便性を図ることができた。	・取組内容の実施に当たり、対象範囲等詳細について検討する。 ・平成24年度は、電話での申込み受付の拡大をする。	・申込方法を改善した結果、どれくらい受診率が向上したかを把握すること。
			水道施設の耐震化	上下水道課	・水道施設の耐震化計画については、平成23年度に策定する地域水道ビジョンの中で、水道施設の基本的な耐震計画を立てるが、特に、管路の具体的な耐震化計画については、平成24年度実施予定の管路耐震化計画策定業務の中で、布設年度から更新対象管路を選定し、重要度、優先度を考慮しながら、財政計画を踏まえた管路の耐震化計画を策定する。	水道施設(建屋)の耐震化率 平成22年度 100% 管路の耐震化率(実績) 平成21年度 9.5% 9.2% 平成22年度 14.4% 9.5% ※平成22年度の愛知県の平均 45.9% 32.8% 平成22年度の全国の平均 34.0% 18.4%	検討	検討	実施	実施	実施	・地域水道ビジョンの策定業務の中で、水道施設の基本的な耐震計画を策定した。	・基本的な耐震計画を立てることで、今後の管路の耐震化の方針が決定できた。	・管路耐震化計画策定業務で管路の具体的な耐震化計画を策定する。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
8		図書館における開館日の拡大	生涯学習課	・現在、月曜日は休館しているが、夏休み期間中の月曜日や、ハッピーマンデー等月曜日の祝日の開館を行う。週休日をなくすための人的・予算的な課題を検討し、将来的には毎日開館(年末年始、業務による休館を除く)を目指す。 ・今後の予定 平成24年度 夏休み期間中の月曜日開館 平成25年度 月曜祝日の開館 平成26年度～ 運営形態の検討	開館日を拡大することにより、市民サービスの向上を図る。	138千人	141千人	145千人	146千人	147千人	・平成23年度から、月末の館内整理日(休館)が土・日曜日と重なったときは、臨時開館することにした。(平成23年度は3回実施)	・年度目標の入館者数に比べ、1千人減(137千人)であった。 ・要因としては、平成23年3月に市役所と生涯学習センターに返却用のブックポストを設置したため、返却のための来館者が減ったことも考えられる。	・夏休み期間中の月曜休館日の開館(6回)と、引き続き館内整理日の土日臨時開館(3回)を実施する。 ・本離れを防ぐためにも小さいときから読書習慣を身につけるよう、児童書の充実を図っていく。	
9		ホームページによる監査結果の公開	監査委員事務局	・現在、決算監査意見書をホームページにより公開しているが、さらに定期監査、行政監査などの監査結果をホームページにより公開していく。	監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	・県内38市のホームページでの監査結果公開状況を調査した。 ①県内38市中、何らかの監査結果をホームページで公開している市・・・23市 ②その内、決算審査意見書以外の監査結果も公開している市・・・17市	・決算審査意見書に加え、定期監査、行政監査、工事監査についても監査結果をホームページで公開する方針とした。	・平成23年度に実施した定期監査・行政監査・工事監査結果を掲載する。 ・平成24年度に実施する監査についても随時ホームページで公開する。	
10	② 民間活力の積極的活用	民間活力等の検討	企画財政課	・行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、市民との協働という視点で進める民間委託等の基本的な考え方については、平成20年度に「民間委託等検討ガイドライン」にまとめられたところであるが、時代背景や制度の変化も速く、常に、ブラッシュアップし、実践していく必要があるため、検討会議を設置し、適切に対応していくものとする。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 検討会議設置	民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことができ、行政には発想しにくいサービスが展開できる可能性がある。また、協働という市民力が行政、自治に加われれば、まちづくりという側面においても魅力的なまちになっていく。検討会議を設置することにより、それらのことを全庁的な共通認識とし、検討することができる。	検討	検討	実施	実施	実施	・行政課と企画財政課で、民間活力の検討に係る所管のあり方を協議をした。	・総合的かつ横断的に民間活力等の検討を行い調整する企画財政課と公の施設全体を統括する行政課とが、多角的に制度や運用をチェックすることが必要であることを改めて確認した。	・民間委託等検討委員会を設置し、「民間委託等検討ガイドライン」の見直しに着手する。	・民間委託等検討ガイドラインの見直しに当たっては、企業等の事業者も含めて広く公募することも検討すべきである。 ・生涯学習センターについて行っている指定管理者へのモニタリングは、他の公共施設にも参考になるので、手法などの情報を他部署と共有してほしい。
11		市民プラザの民間活力の導入	行政課	・現在市民活動団体(市内NPO法人)により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。 <年度ごとの取組内容> 24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についての具体的な形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。	民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。	検討	検討	検討	検討	実施	・平成22年度に引き続き、市民活動支援センターの運営業務と市民プラザの施設管理業務を併せて、市内のNPO団体に委託した。	・委託しているNPO団体は、平成22年度の市民プラザ開館後大きなトラブルはなく委託業務を行ってきた。このことから、市側委託先側の双方に市民プラザの業務を委託することについてのノウハウが身についた。	・平成24年度は、引き続き平成22年度から委託を行ってきた団体に市民活動支援センターの運営業務と市民プラザの施設管理業務を併せて委託する。 ・民間委託等検討委員会が民間活力導入のあり方を検討事項とする。	・生涯学習センターのようにすでに指定管理者を実施している施設があるので、それらの取組を参考にし、計画期間にこだわらず早めに結論を出すこと。
12		民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	・行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一した仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	検討	検討	実施	・現在、指定管理者制度を導入している施設(生涯学習センター、希望の家、みどりの家など)ごとにモニタリングを行った。	・施設単体で見れば、モニタリングの効果は市民の利便性の向上などにつながっていると考えている。	・民間委託等検討委員会において、モニタリングのあり方を検討事項とする。	
13		総合体育文化センターへの民間活力の導入	生涯学習課	・平成23年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。 <年度ごとの取組内容> ・平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正 ・平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定 ・平成26年度 実施	現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。	検討	検討	検討	実施	実施	・平成23年4月より民間事業者へ受付等業務を委託した。 ・月曜開館を実施し、トレーニング室にトレーナーを配置した。	・月曜開館により、年間利用日数の増加(51日)が図れた。 ・トレーナーの配置により効果的なトレーニング指導・相談ができる体制が整った。	・より効果的・効率的に民間活力を活用するため、指定管理者制度を導入できるよう、総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正を検討する。	
14		生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	生涯学習課	・指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。	指定管理業務の改善により市民サービスが向上する。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施	・施設管理事業実績報告や施設利用者等市民意見をもとに、生涯学習センター運営協議会により指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を行った。これを活用して指定管理者の業務改善及び選定を行った。	・採点方式によるモニタリング評価により、評価項目ごとに数値化され、客観的な評価のもと指定管理者の選定に寄与し、講座の質の向上に役立てた。	・本年度実施するモニタリングに関しては、項目の評価項目・方法を精査し、モニタリング結果の精度を高める。	
15	③ 環境に配慮した行政施策の推進	環境基本計画の策定・推進	環境保全課	・岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合的かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。	策定	策定	実施	実施	実施	・環境基本計画策定委員会を設置し、策定業務にあたった。平成23年度から2か年での策定で、23年度は、市民・事業所アンケートを実施し環境基本計画骨子(案)を作成した。	・策定委員会を設置することで、市民・事業者・行政との協働により、策定作業を推進することができた。	・計画素案を作成し、パブリックコメントを実施した後に計画書・概要版を作成する。	
16		第3次五条川自然再生整備等基本計画の策定・推進	環境保全課	・平成7年に策定された第2次五条川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	五条川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。	検討	策定	策定	実施	実施	・策定に向けての事業計画を定めた。	・策定に向けての準備ができた。	・五条川自然再生整備等基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たる。業務内容は、五条川の整備経過と現状の把握、現行計画の進捗状況と課題の整理などを予定している。	
17		第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進	環境保全課	・平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。	検討	検討	策定	実施	実施	・現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。	・市役所が、率先して行動することにより地球温暖化防止に寄与することができた。	・引き続き現行計画を推進しながら、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告や検証を行う。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
18		第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進	環境保全課	・平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 ・計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。	検討					・現行計画を推進しており、岩倉市廃棄物減量等推進協議会を開催し、進捗状況等を報告し、検証等を行った。	・広報等の啓発により市民及び事業者のごみ減量に対する意識が高まり、ごみ減量に寄与することができた。 ・本市のごみ収集量は、前年度と比較して134トン(約1.5%)の減量となった。	・現行計画を推進しながら、第4次一般廃棄物処理計画の策定を行う。 ・ごみ処理に係るコストについては、市民に分かりやすいコストの表示方法を研究する。	・ごみを収集するのに、これだけの費用がかかるということを伝えることは重要なことと考えるので、分かりやすく伝えられる方法を研究すること。
19		環境に関する調査結果の公表	環境保全課	毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。	広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。	検討	策定実施	実施	実施	実施	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施した調査結果をホームページにおいて公表した。	・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	ホームページでの公表を継続して実施し、より市民にわかりやすい見せ方の研究をする。	
20	④ 事務事業の見直しと再編	施策評価の導入	企画財政課	・行政評価の評価方法を従来の事務事業評価(試行)から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単位施策(147施策)ごとに施策の評価を実施する。 ＜年度ごとの取組＞ 平成23年度 ・行政評価全体に関する施策評価導入前アンケート実施 ・これまでの事務事業評価及びアンケート結果を踏まえた施策評価のスキームの確立 ・施策評価制度の構築、施策評価シートの作成、施策評価マニュアル作成 平成24年度 ・施策評価の実施 ・施策評価結果のホームページでの公表 ・導入後アンケートの実施 ・外部評価のあり方についての検討 平成25～27年度 ・施策評価の実施 ・施策評価結果のホームページでの公表 ・庁内アンケートの実施	これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。	検討	実施・外部評価の検討	実施	実施	実施	・平成23年11月～平成24年1月の間で、行政評価作業部会を計4回開催し、単位施策評価シートの検討を行った。 ・平成23年12月2日～28日に、全職員を対象とした施策評価導入前アンケートを実施した。 ・平成24年3月6日に関係課を対象とした説明会を開催し、評価方法を周知するとともに、シートの作成を依頼した。	・行政評価作業部会において検討を重ねた結果、施策評価の評価方法を確立することができた。 ・施策評価導入前アンケートを全職員を対象に実施したことにより、導入前における仕事や行政評価に対する職員の考え方が一定把握できた。 ・関係課を対象とした説明会を開催したことにより、施策評価方法を周知することができた。	・担当課が作成した評価のヒアリングを実施する。 ・評価結果を確定する。 ・評価結果については、ホームページ公表、議会への報告を行う。 ・施策評価導入後アンケートを実施する。 ・来年度に向けての関係課説明会を実施する。 ・外部評価についての検討を行う。	
21		保存文書のデジタル化	行政課	・保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	・文書管理システムは、現在自庁開発したものをしているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが一括で更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理などが可能な新たな文書管理システムの導入を目指し検討したが、見送ることとなった。	・文書のデジタル化を行う場合は、デジタル化した文書が原本であることを証明が必要であり、この技術を自庁開発することは難しい。したがって、今後は、原本性の証明が不要な文書のデジタル化について検討する。	・職員による勉強会を立ち上げ、これまでの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、デジタル化の方法について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。	
22		道路・水路台帳デジタル化	都市整備課	・道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。	紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な水道路の維持管理計画に活用できる。	検討	検討	実施	実施	実施	・岩倉市都市計画基本図修正業務において、道路台帳デジタル化に対応した精度の測量を実施した。また、水路の現況調査も実施した。	・道路、水路共にデジタル化に向けた準備が整った。	・平成23年度に実施した水路の現況調査結果を基に、GIS等への入力作業を実施する。	・いずれの施設等も作られてから年月が経過しており、長寿命化は必須の課題である。デジタル化はそのための基礎作業であると考えられる。安心・安全だけでなく、市民にとってのメリットとして訴えられるものを示してほしい。
23		監査結果のデータベース化	監査委員事務局	・監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。	・監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。 ・担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が代わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。 ・他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	・監査の種類によりカルテへの掲載データを選択し、カルテ様式・運用方法を決定した。	・平成22・23年度の監査データで全所属分のカルテを作成した。	・平成23年度末現在のカルテをグループウェアで公開する。指摘事項の対応状況については担当課と協議し改善を促していく。 ・平成24年度の監査データについては随時カルテに記入し、年度末にグループウェアで公開することにより担当課との情報共有を図る。	・監査委員事務局から担当課への事前の指摘についても、件数等の変化が分かるようにするとともに、その結果を公表する等により、監査カルテの効果をより高めること。

24	(2)より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	自治基本条例の制定	企画財政課	・平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめたが、次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置 ・平成24年度 条例案を検討するための 岩倉市自治基本条例検討委員会の設置 ・平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が生かされた市政運営	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全庁的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。	検討	制定	実施	実施	実施	・平成24年1月から3月まで、庁内検討会を設置し、平成24年度の検討の下準備のための議論を行った(会議は4回開催)。	・平成24年度に検討する基礎資料となる岩倉市自治基本条例検討の手引きを作成した。	・市民委員10人と職員10人などで構成する岩倉市自治基本条例検討委員会を設置し、10回程度の会議を開催する。 ・ホームページ、市の広報等に経過を載せ、一般の市民からも意見を聴く。 ・議会に関する記述に関しては議会と調整する。 ・10月にはシンポジウムを開催する。 ・パブリックコメントを経て、議会に条例案を上程する。	
25		② 市民活動・市民協働の活性化	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の見守りサポート隊の推進	介護福祉課	・平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、目頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる。	検討	検討	検討	1地域	3地域	・岩倉団地で、老人クラブや自治会役員を中心に民生委員と連携し、見守りサポート隊として45人が、ひとり暮らし認定の高齢者90人を対象に、郵便受けや照明の明かりを毎日確認する日常的な見守り活動を平成23年度に本格的に開始させた事例があるので、計画策定の参考とした。	・ひとり暮らし高齢者が自宅で安心して生活することができ、孤立死の予防に効果があった。また、安否確認を通し、見守り支援者とのコミュニティの発展にも繋がった。一方で、一人の見守り支援者が複数人を見守っており、負担が大きいため、支援者を増やす必要があることがわかった。	・地域福祉計画策定の中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な生活課題を把握し、その見守り支援に向けて地域住民を中心とし、専門職や地域福祉協力団体と連携しながら、地域ごとの日常的な見守り手法を検討する。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
26		五条川沿いの桜並木の保全・再生	商工農政課	・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝・枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木(枯れた後に植えられた木)の場合には嫌地(いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちにくいこと)という生理上の問題があるため、不定根(枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根)やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ222人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年8回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。	・岩倉桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。	・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や五条川流域の住民などと協働して、五条川桜並木の保全・再生活動を計画的に進める。	・桜並木の保存の呼びかけを、市民にいつそう広げていくため、賛助会員のPRの充実や桜まつり会場の寄付募集などを積極的に行ってほしい。
27		少年消防クラブによる防火PR活動	消防本部	・各小学校に少年消防クラブを発足させる。 ・防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等へ参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。	検討	検討	実施	実施	実施	・平成24年度からの正式な少年消防クラブ発足に向け、7月26日に、市内5小学校の6年生の代表者30名で、愛知県消防学校1日入校を実施し、地震体験や消防車の試乗、放水体験を行った。	・愛知県消防学校1日体験入校を行うことで、消防への関心が深まり、平成24年度発足に向け準備ができた。	・少年消防クラブを発足し、愛知県消防学校の1日体験入校を行う。また、平成25年度以降の岩倉市防災訓練等への参加に向け、関係機関との調整を図る。	
28		救命知識・技術の普及・啓発	消防本部	・高齢化社会の救急需要の増大に伴い、心肺停止傷病者が増加している社会情勢の中、より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いや、救命知識・技術を習得するために講習会への更なる参加を促すため、暑ホームページでの募集、防災会での訓練項目に取り入れる。また、応急手当の指導員として自主防災組織から指導員の養成を行う。	意識や呼吸のない人(心肺停止傷病者)と遭遇したとき、講習を受講していれば、助かるかもしれないということを認識していただくことにより救命率の向上につながる。	200人	210人 7.8%	220人 8.3%	230人 8.8%	240人 9.3%	・15回の上級・普通救命講習会を開催し、151名の受講者があった。これにより、累計で3,519名の市民が修了証保持者となり、市民の7.3%が受講したことになる。	・43件の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生が実施されていた件数が23件であり、実施率が50%を超えていることは、継続した普通救命講習会等を実施してきた効果であると考えられる。	・救命講習の基本は、普通救命講習であり、応急手当講習会参加者に普通救命講習会の重要性を説き、参加を促す。また、企業や団体に積極的にPRを行い、受講者の増加を図る。	・現場に居合わせた人による心肺蘇生が実施されていた件数の中で、救命講習を受講していた人の数が8人であるとのことなので、この人数も実績としてアピールした方がよい。
29	③市民と行政の情報共有	市民との協働による広報紙作り	秘書課	・広報モニター設置 ・広報ネットワークの構築による市内情報の収集 ・広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ ・市民との協働による広報紙制作	・親しみやすく読みやすい広報紙の作成 ・市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。 ・身近なまちの情報を提供してもらうために地域資源の掘り起こしなどにつながる。	実施	設置	意見等の反映	取材等への協力	市民制作ページの作成	・広報モニターを平成24年3月に設置した。	・市民の方から広報活動への意見や身近な情報を提供していただく仕組みができた。	・広報モニターの意見を反映した広報紙づくりを行う。 ・広報紙で使う文字をユニバーサルフォントに変更し、文字が見やすくなるように改善する。	・広報紙に掲載する写真について、団塊世代の地域デビューの観点からも、市民に任せ度合いを高めてもよいのではないかと。
30		広聴活動の一層の充実	秘書課	・市政モニター制度の実施 ・タウンミーティングの実施 ・いどばた広聴の実施 ・市民の声・私の提案の反映 ・インターネットを利用したアンケート方法等の検討	・市民本位の市政推進	実施	実施	実施	実施	実施	・市政モニター会議、タウンミーティング、いどばた広聴、市民の声を実施した。また、その内容をホームページで公開した。 ・私の提案制度を導入して、その内容を庁議で諮り市政運営に取り入れた。	・前年度よりタウンミーティングは2回増の7回、いどばた広聴は103人増の221人の参加者があり、多くの意見を聴くことができた。	・タウンミーティング(平成24年度目標:7回)、いどばた広聴の回数(平成24年度目標:150人)の参加を多くすることで、より多くの市民の意見を取り入れることができるようにする。 ・窓口で改善すべきことを聞き取った事項をシートに記載して処理ができる仕組みを作る。	・タウンミーティングは、市の施策を理解してもらえやすい機会だと思うので、今後も積極的に行うこと。
31		公共情報の発信	企画財政課	・災害情報、不審者情報その他行政が市民に対する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリを選択できるようにする。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査・研究 ・平成25年度 導入	現在の防災ほっとメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところであるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。	検討	調査研究	実施	実施	実施	・情報提供のために利用している同種のメール配信サービス及びその目的や形態を整理し、統合の可能性と有効性について検討した。	・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合を行うことが有効であることが確認できた。	・公共情報のメール配信について、平成25年度の導入に向けて調査研究を行う。 ・携帯電話へのメール配信においては、防災情報やイベント情報のメール配信サービスの統合について調査研究を行う。 ・ニーズに合った情報が迅速に伝達できる仕組みとして、情報の分類等について関係各課と調整を行う。	
32		緊急メール登録者の拡大	学校教育課	・現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。 ①学校のホームページ等でPRに努める。 ②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。	学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。	小:87% 中:74%	小:88% 中:76% 77%	小:89% 中:78% 80%	小:90% 中:80% 82%	小:91% 中:82% 84%	・従来は不審者情報が主であったが、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、発信する情報を見直した。	・小中学校共に、登録率は5%増加した。平成22年度 小82% 中69% 平成23年度 小87% 中74%	・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。	・情報発信のツールとしては、効果があるので、今後も登録者の増加に努めること。
33		市議会における市民への情報発信	議会事務局	①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらえるように紙面を工夫する。 ②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。 ・各常任委員会の会議録の公表 ・行政視察の報告書	市民に議会を理解してもらう。	検討	実施	実施	実施	実施	・市議会だよりについて、今まで単色であった紙面を2色刷りとし、見やすくなった。また、頁数を12頁から16頁とした。このことにより議会等に対する各議員の賛否、議会報告会の会議録等が新規に掲載された。 ・ホームページにおいて、本会議の録画中継を実施した。	・2色カラー印刷や題字の書式を変更したことで、以前より親しみやすい紙面となった。 ・「見やすくなった」という市民の声があった。	市議会だよりを読みやすい紙面にするために ・市民に関心の高い行政視察の掲載内容を充実させる。 ・近隣市町の広報等を参考にし、レイアウトを再考する。 ・表紙の写真をも市民から公募する。 ホームページについて ・政務調査費の公開を実施する。 ・委員会の会議録の公開を実施する。	・議会基本条例の意義や内容を広く市民に周知するとともに、議会自らがこの条例に基づく施策を行っているか検証するシステムを作るよう努めること。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)																
						23	24	25	26	27																				
34	(3) 持続可能な財政基盤の確立 ①歳入確保の強化	人口増加策と新たな企業の誘致による市税収入の増	企画財政課・商工農政課	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加策 平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加施策について調査研究を進めていく。 現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 まちの魅力情報発信事業 これから岩倉市に転入して長期間住居する方に対する行政サービスの特典付加事業 空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業 新たな企業の誘致策 都市計画法の改正で条件によっては開発が容易となったこと、また、企業立地促進法により指定されている業種の企業は、設備投資減税等があることを紹介し、新たな企業の誘致を図る。 安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、優良企業を誘致する。また、市内企業が市外へ転出することなく事業継続できるよう必要な施策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加施策を展開することにより、本市が将来的にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。 新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。 	検討	調査研究	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加策 人口増加策については、今後の進め方について議論を重ねた。 新たな企業の誘致策 高度先端企業の誘致を積極的に進めている先進市の事例調査を行った。 将来的な機構改革を視野に入れつつ、庁内横断的なプロジェクトチームを企画財政課を中心として組織し、研究、検討を進めることを議論した。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加策 転入などの統計データを分析することが必要であること、岩倉市の特徴や特性を生かした施策が必要であることが確認でき、次年度以降、実践に移すこととした。 新たな企業の誘致策 課題・問題点を探るための情報を得ることができた。 機構改革については、秘書課が所管しており、問題点を認識し、庁内全体の組織機構改革を含め平成24年度に組織機構検討委員会で議論することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加策 市民窓口課において、転入・転出・転居による異動者に対し、異動の要因や背景、なぜ岩倉を選んだかなどのアンケート調査を、また、名古屋駅街頭で、岩倉市の認知度調査をそれぞれ行う。 転出入の統計データを分析し、今後の人口増加施策の基礎データを収集する。 新たな企業の誘致策 企業誘致についての庁内横断的なプロジェクトチームを組織し、議論を進める。 組織機構検討委員会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> これから企業誘致の検討に入るといことなので、検討に当たっては、単に企業誘致で税収を上げるというだけでなく、広い視野での積極的な市内の産業振興についても考慮してほしい。 企業誘致について、近隣市町は地形や交通利便性が似通っているのでの自治体も似通った施策となってしまう。近隣市町で協議し、広域で政策を考え共通の方向性を出すことができないか検討すること。 誘致する企業の業種について、製造業を前提とせず、幅広い分野を検討すること。 																
35		負担の公平性を保つための課税対象の把握(土地の現況調査及び家屋の全棟調査)	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 年度ごとの取組内容 平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点(20万円)以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で課税賦課を終了する。 平成26・27年度 今後は調査漏れが激減すると思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。 	公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。 ※財政効果については別紙参照	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、720件の現地調査を実施した。 家屋の全棟調査を354件実施した。(調査物件の内容は、ほとんどが倉庫や物置など簡易な家屋が多く、床面積も小さく評価額も低くなっていて免税点以下が多い) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、150筆の地目修正で1,412千円を増収した。 家屋については、72件の課税で1,056千円を増収した。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地についても引き続き現況調査を実施していく。 家屋については、平成24年度も引き続き免税点以上の課税漏れ約100件を課税賦課する。 																	
36		コンビニエンスストアの実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。 	納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。 ※財政効果については別紙参照	検討	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 税関係システムの改修等コンビニエンスストア収納開始に向けた環境整備を行った。 全税目についてコンビニエンスストア収納を開始することについて、広報、ホームページで周知した。 	平成24年度当初から全市税のコンビニエンスストア収納を開始できる環境を整備できた。	<ul style="list-style-type: none"> 送付する納付書にコンビニエンスストアで収納できることを記載するとともに、広報に定期的に記事を掲載して、全市税のコンビニエンスストア収納の開始をPRしていく。 納付機会の拡大に併せて市税等徴収員1名の減員を行う。 																	
37		インターネット公売の実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 検索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。 	差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。	検討	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> インターネット公売を実施するため、滞納者宅の捜索に向けて準備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット公売実施の環境が整った。 	<ul style="list-style-type: none"> 高額滞納者を中心に対象者を選定し、捜索を複数回実施する。 インターネット公売について、ホームページ等で周知を図り実施する。 																	
38		市税の収納率の向上	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担保能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。 また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。 地方税滞納整理機構に参加していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。 国民健康保険税は、平成22年度の県平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位(平成21年度収納率が県内平均値に近い)10位14.96%を平成27年度時点で上回る。 滞納整理を推進するとともに、税務職員への徴収技術の向上を図ることができる。 ※22年度：市税(現年度分)の収納率 98.11% 市税(滞納繰越分)の収納率 19.08% 国民健康保険税(現年度分)の収納率 87.42% 国民健康保険税(滞納繰越分)の収納率 12.42% ※財政効果については別紙参照。 	<table border="1"> <tr> <td>【市税】 現年 98.25%</td> <td>【市税】 現年 98.40%</td> <td>【市税】 現年 98.50%</td> <td>【市税】 現年 98.60%</td> <td>【市税】 現年 98.70%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越 19.50%</td> <td>滞納繰越 19.90%</td> <td>滞納繰越 20.30%</td> <td>滞納繰越 20.60%</td> <td>滞納繰越 20.80%</td> </tr> <tr> <td>【国保税】 現年 88.13%</td> <td>【国保税】 現年 88.85%</td> <td>【国保税】 現年 89.56%</td> <td>【国保税】 現年 90.28%</td> <td>【国保税】 現年 91.00%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越 13.00%</td> <td>滞納繰越 13.50%</td> <td>滞納繰越 14.00%</td> <td>滞納繰越 14.50%</td> <td>滞納繰越 15.00%</td> </tr> </table>	【市税】 現年 98.25%	【市税】 現年 98.40%	【市税】 現年 98.50%	【市税】 現年 98.60%	【市税】 現年 98.70%	滞納繰越 19.50%	滞納繰越 19.90%	滞納繰越 20.30%	滞納繰越 20.60%	滞納繰越 20.80%	【国保税】 現年 88.13%	【国保税】 現年 88.85%	【国保税】 現年 89.56%	【国保税】 現年 90.28%	【国保税】 現年 91.00%	滞納繰越 13.00%	滞納繰越 13.50%	滞納繰越 14.00%	滞納繰越 14.50%	滞納繰越 15.00%	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対しては、給与、預金、売掛金、不動産等詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。また、調査の結果担保能力が認められない者等については、法の規定に基づき滞納処分の執行停止を行った。 地方税滞納整理機構に参加し、職員を派遣するとともに、高額滞納事案の引継ぎを行って重点的な滞納整理を行った。 地方税法の規定に該当する事業者を特別徴収義務者に指定して、普通徴収から特別徴収へ転換を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率は、市税が現年分98.31%(目標率98.25%に対し、0.06ポイント増)滞納繰越分20.82%(目標率19.50%に対し、1.32ポイント増)、国民健康保険税が現年分88.05%(目標率88.13%に対し、0.08ポイント減)、滞納繰越分14.78%(目標率13.00%に対し、1.78ポイント増)となった。 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ6日間に152人で1,233件を訪問し、3,193千円を徴収した。 地方税滞納整理機構に115名99,632千円を引き継ぎ、40,586千円(収納率42.04%)を徴収した。 特別徴収の全実施を推進した結果、特別徴収の割合が69.12%となり、前年に比べて6.34ポイント上昇した。普通徴収分の収納率も前年度を上回ったことから、市県民税の収納率は、97.72%となり、前年度を0.63ポイント上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分の徴収に関しては、平成23年度の方針を継承して取り組むとともに、滞納者宅の捜索を実施し、インターネット公売を行うことで、滞納整理に取り組む市の姿勢を市民にPRする。 地方税滞納整理機構に職員を引き続き派遣して高額滞納事案の整理を図る。 市県民税の特別徴収推進の方針を継承し、一層の割合向上を図る。 年2回全庁体制で一斉徴収を実施し、現年分収納率の一層の向上を図る 	
【市税】 現年 98.25%	【市税】 現年 98.40%	【市税】 現年 98.50%	【市税】 現年 98.60%	【市税】 現年 98.70%																										
滞納繰越 19.50%	滞納繰越 19.90%	滞納繰越 20.30%	滞納繰越 20.60%	滞納繰越 20.80%																										
【国保税】 現年 88.13%	【国保税】 現年 88.85%	【国保税】 現年 89.56%	【国保税】 現年 90.28%	【国保税】 現年 91.00%																										
滞納繰越 13.00%	滞納繰越 13.50%	滞納繰越 14.00%	滞納繰越 14.50%	滞納繰越 15.00%																										
39		介護保険料の収納率の向上	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。 収納率目標(現年分) 23年度 99.00% 24年度 99.05% 25年度 99.10% 26年度 99.15% 27年度 99.20% ※22年度：99.00%、過去11年間の平均は98.61% ※財政効果については別紙参照。 	99.00%	99.05%	99.10%	99.15%	99.20%	<ul style="list-style-type: none"> 4月の10日間で10月の15日間に一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 4月23日(土)と10月23日(日)には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをしないものには給付制限を説明した。 4月の実績：訪問件数152件、面談件数74件、納付件数24件 10月の実績：訪問件数170件、面談件数91件、納付件数24件 分納誓約を求めるケースはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の収納率は、99.14%(目標率99.00%に対し、0.14ポイント増)となった。 4月の一斉徴収期間中に161,000円、10月の同期間に189,700円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 																	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
40		保育料の収納率の向上	児童家庭課	・園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。	・収納率目標(現年分) 23年度:99.95% 24年度:99.95% 25年度:99.95% 26年度:99.95% 27年度:99.95% ※22年度実績:99.94% ※財政効果については別紙参照。	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	・園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施した。	・平成23年度の収納率は、99.84%(目標率99.95%に対し、0.11ポイント減)となった。 ・一斉徴収は、平成23年12月と平成24年5月に実施し、平成23年12月は、13件177,790円の実績、平成24年5月は11件176,850円の実績があった。 ・分納誓約書は5人から得た。	・園児在園中に保育料が納付されるように、状況を把握して滞納者への説明を徹底し、徴収する。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。	
41		公共用物の使用料徴収	都市整備課	・これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布 ・平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間 ・平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。	公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。 ※財政効果については別紙参照。	条例等の制定	実施	実施	実施	実施	・平成24年3月議会において、水路等における使用料の徴収について規定した「公共用物の管理に関する条例」が議決され、4月1日にこの条例とこの条例に基づく規則が施行された。	・条例制定により、使用料の徴収が可能となった。	・条例施行から1年間を使用料徴収の準備期間として、現地調査、使用者への周知、使用申請手続き等の整備を行う。 ・使用料は平成25年度より徴収する。	
42		水道料金の収納率の向上	上下水道課	・水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。	・収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:98.32% ※財政効果については別紙参照。	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書と合わせて通知文を郵送した。	・平成23年度の収納率は、98.41%(目標率98.40%に対し、0.01ポイント増)であった。	・引き続き平成23年度で取り組んだ対応を実施する。 ・新規として、中止分未納者への電話催告の対応強化を図り、収納率向上に向けて取り組んでいく。	
43		下水道使用料の収納率の向上	上下水道課	・時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。	・収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:97.95% ※財政効果については別紙参照。	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	・下水道使用料の収納については、水道事業への委託のため、水道料金の収納業務と同じ実績である。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書と合わせて通知文を郵送した。	・平成23年度の収納率は、98.35%(目標率98.40%に対し、0.05ポイント減)となった。	・引き続き平成23年度で取り組んだ対応を実施する。 ・新規として、中止分未納者への電話催告の対応強化を図り、収納率向上に向けて取り組んでいく。	
44		学校給食費の収納率の向上	学校教育課	・学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 ・中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。	・収納率目標(現年度分) 23年度:99.57% 24年度:99.59% 25年度:99.61% 26年度:99.63% 27年度:99.65% ※22年度:99.55%、過去5年間の平均は99.35% ※財政効果については別紙参照。 県内の平均収納率は99.64%であり、岩倉市は若干下回っている。したがって、平成27年度に県下平均を上回ることを目標とする。	99.57%	99.59%	99.61%	99.63%	99.65%	・通知や面談を実施した。 ・小学校、中学校を卒業する未納保護者には、卒業前に納付相談を実施した。	・平成23年度の収納率は、99.74%(目標率99.57%に対し、0.17ポイント増)となった。 ※過去5年間の収納率平均は99.35%であった。	・未納者に対し通知や面談を実施する。 ・小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。 ・児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。	
45	② 積極的な財源確保	未利用財産(土地)の有効活用	行政課	・将来的な事業のために取得した用地について、事業用を使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。	土地貸付収入の増	検討	検討	実施	実施	実施	・貸付については、具体的な検討に着手することができなかったが、将来的にも利用する見込みがない土地の売却の価格の算定方法を見直し、要綱を制定した。 ・土地の売却1件を実施した。	・土地を売却する際の価格の算定方法を決定することにより、今後の迅速な土地売却につなげることができた。	・他の自治体の事例を研究し、貸付について要綱を制定する。 ・数値目標の設定が可能かどうかを含め、未利用財産の活用方針を検討していく。	
46		公共施設における有料広告の導入	行政課	・現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。	広告料収入の増加 ※財政効果については別紙参照。	検討	検討	実施	実施	実施	・平成24年度に市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置するための仕様などを定めるとともに、先進地を調査するなどの準備を行った。	・平成24年度の導入に向けて、必要な準備をすることによって、スムーズな導入を図ることができた。	・平成24年度に市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置し、使用料収入と広告掲載料を得る。 ・財政効果見込256,000円(32,100円(使用料収入14,250円+広告掲載料17,850円)×8月)	・広告掲載料の金額について適正さが保たれるよう留意すること。
47		教材費の徴収	健康課	・調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。 ・健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。	①参加費用1人200円程自己負担していただく。 ②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。 ※財政効果については別紙参照。	検討	検討	実施	実施	実施	・調理実習の参加者は172人であり、実施した場合の徴収金額は、172人×200円=34,400円となる。 ・他市町の状況を調査した。	・他市町の調査及び他部署の調査を実施したことにより、具体例を把握できた。	・さらに調査を進め、徴収の対象とする項目、額等詳細についてまとめる。 ・他課との整合性を保つ。 ・その他の教材費についても、受講すれば自らのものになるという観点からすれば、自己負担を求めることは適切であると考えられる。ただし、市民への理解を得るため、少しずつ自己負担の枠を広げるなどの工夫をしてほしい。	
48	③ 歳出の効率化	公共施設の適正な維持管理	行政課他	・老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。	公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営することで、資産全体の効用を最大化することができる。	検討	検討	検討	検討	実施	・公共施設再配置計画を策定している自治体の事例を調査した。	・公共施設の長寿命化、計画的な改修等の前提となる公共施設実態調査の有効性を確認した。	・公共施設の現状を把握するための調査に着手する。 ・公共施設維持管理のための整備基金について検討する。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
49		市役所庁舎の適正な維持管理	行政課	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。 <年度ごとの取組内容> 毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。 計画的修繕の経費の上限額を設定する。	庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。	実施	実施	実施	実施	実施	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成23年度計画額 8,645千円 実績額 7,243千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	・引き続き5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。 平成24年度計画額 9,780千円 ・過去の修繕の実績及び今後の予測に基づき、年間の修繕料の目標上限額を設定する。	
50		雑草対策工法の改善	都市整備課	・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、地域住民による草刈作業等の維持管理方法や現状に合わせた改善策(防草シート、コンクリート張り等)など雑草対策について検討する。	現状に合わせた改善策(防草シート、コンクリート張り等)を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。 (参考)平成23年度 水路敷草刈業務 5,040,000円(11,260㎡×2回) *年間費用 450/㎡ ●防草シート設置費用 2,500円/㎡ ●コンクリート張費用(厚5cm) 3,500円/㎡	検討	検討	実施	実施	実施	・市内において実施している「五条川堤防道路草刈業務実施箇所」、「シルバー人材センターへの除草委託業務実施箇所」、「地元剪定箇所」、「市が雇用する作業員による公共施設維持管理業務実施箇所」等から草刈り・除草の必要な箇所の抽出を行った。	・草刈り・除草の必要な箇所を抽出できたため、雑草対策実施に向けての準備が整った。	・雑草対策箇所ごとの対策工法を決定し、実施する。 ・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。	
51		公園施設長寿命化計画の策定・推進	都市整備課	施設の老朽化により、修繕等の維持管理費用負担が増大する中、施設の長寿命化を図るため、長寿命化対策(施設の改修・更新)を検討するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、以後、計画的に施設の改修・更新を実施していくもの。	維持管理費用を平準化し、計画的に施設の改修・更新を実施することにより、施設の長寿命化を図ることができる。	策定	実施	実施	実施	実施	・公園施設の安心・安全を確保するため、健全度調査結果に基づき、バリアフリー対応を含めた施設の修繕・改築・更新を行うための公園施設長寿命化計画を策定した。	・公園施設の長寿命化のために必要な修繕内容、時期等が明らかになった。	・下り松公園において、便所等の改修工事を実施する。	
52		橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	都市整備課	老朽化する橋梁に対して、橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕計画の策定について、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施し、平成25年度には、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、以後、計画的に修繕を実施していくもの。	計画的に修繕を実施することにより、橋梁の長寿命化を図ることができる。	検討	点検	策定	実施	実施	・平成24年度実施予定の橋梁点検業務発注に向けて情報収集を行った。	・平成24年度実施予定の橋梁点検業務発注に向けて準備が整った。	・点検結果を基にした長寿命化修繕計画の策定に向けて、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施する。	
53		公共下水道への接続促進	上下水道課	・供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る。 ・戸別訪問や文書送付により接続の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、より活用しやすい制度への見直しを行う。 ※水洗化率=供用開始区域内での接続済人口÷供用開始区域内人口	・公共下水道整備による水質保全などの事業効果が高まる。 ・接続戸数が増加することにより、使用料収入が増加する。 ・汚水量の増により、維持管理コストの軽減につながる。 ・水洗化率目標 23年度 89.20% 24年度 89.30% 25年度 89.40% 26年度 89.50% 27年度 89.60% ※平成22年度水洗化率 88.96%	89.20%	89.30%	89.40%	89.50%	89.60%	・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ204件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・市広報での下水道接続促進PRを行った。	・平成23年度の水洗化率は、88.18%(目標率89.20%に対し、1.02ポイント減)となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については利用実績がなかった。	・本年度も下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。	
54		支給物品等の消耗品の見直し	会計課	・契約担当課と協議し、平成24年度は15品目についてメーカー指定の廃止に向けて検討をする。(メーカー指定、60品目)	メーカー指定を廃止することにより、より安価に契約することができ、経費削減効果が、期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施	・各課からの要求数を精査し、平成24年度は、一部の物品をメーカー指定なしの同等品にすることとした。また、要求の少ない物品については、廃止するように検討した。	・平成24年度以降の経費の節減につながった。平成23年度の購入実績(22,149円)から試算すると、平成24年度は、4,030円の減額となる。	・平成24年度は、さらに残りの品目について、メーカー指定の廃止を検討する。	・新規採用職員への文房具の支給が適切かどうかを改めて検討すること。
55		学校給食センターの維持管理の効率化	学校教育課	・学校給食センターの老朽化及び安全衛生管理面の状況を踏まえ、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設の改修計画・運営計画を策定し検討する。	効果的・効率的な学校給食センター業務の運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	・愛西市、扶桑町の新設センターを視察した。また、長久手市、各務原市の施設を調査研究した。	・現在の施設の状況を把握できた。 ・新学校給食センター建設の基本方針策定について準備が整った。	・新学校給食センター建設の基本方針を策定する。 ・災害時の対応等については、平成25年度策定予定の基本計画の中で、検討していく。	
56		経常経費等の見直し	-	・予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施	<平成23年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額> ・経常経費の削減:31,624千円 ・まつり等市単独事業委託料の見直し:7,936千円 ・補助金の見直し:6,987千円 ・医師会・歯科医師会の報酬等の見直し:181千円 ・上記以外の事務事業の見直し:20,275千円		<平成24年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額> ・経常経費の削減:45,062千円 ・医師会・歯科医師会の謝礼等の見直し:2,334千円 ・上記以外の事務事業の見直し:6,157千円	
57	④ 財政情報の公表と財務諸表による分析	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	企画財政課	岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況を公表している。広報紙、ホームページには、予算の概要、決算状況(付属の主要施策報告書)、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表を図、表、用語解説等を付記し、よりわかりやすいものとしていく。また、会議等、機会を捉えて、財政状況等を提供していくとともに、それに対する意見の収集に努める。	行政施策の説明責任を果たすことを目的とした財政状況の公表により、市民等に、その状況を正しく、広く認識してもらうことができる。そのことで、市民信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施	・広報には、5月1日、6月15日、11月15日号に財政状況を公表した。市民からの指摘を受け、よりわかりやすくするよう、11月の公表から、前年度との比較増減理由を追加した。 ・ホームページでは、予算の概要、決算状況、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。 ・冊子として公開していた主要施策の成果報告書をホームページに公表することとした。	・施策の成果を公表することで、事業の状況を正しく、広く認識してもらうことができるようになった。	・平成24年度予算の主要事業は、市民によりわかりやすく意識して、課別に区分して広報で公表する。 ・決算資料(主要施策の成果報告書)についても、より関心をもっていただけるよう一部、様式を変更する。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)	平成23年度の実施効果	平成24年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成24年8月)
						23	24	25	26	27				
58	(4) 組織力・職員力の向上	① 効果的・効率的な組織体制	秘書課	職員へのアンケートの実施や組織機構検討委員会の設置並びに、市政モニターやインターネットなどを利用して、随時、市民からも意見を集約し、組織づくりを継続して検討する。組織目標の実現に向け、グループ制をさらに有効活用するとともに職員の適正配置に努める。また、各部署にまたがる課題について、特命課題として位置づけ、全庁的な取組体制を整備し推進する。	行政課題や市民ニーズに対応することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・平成22年度の組織・機構検討委員会の報告を受け、平成23年4月に組織の一部見直し(介護福祉課と都市整備課内のグループ数をそれぞれ3グループから4グループに変更等)を行った。	・行政課題や市民ニーズに対応することができた。	・より効率的な組織にするため、組織・機構検討委員会を設置し、平成25年4月の組織改編に向けて取り組む。	
59		② 人材育成の推進	秘書課	・人材育成基本方針の策定とそれを具体化するための研修を実施すると同時に、人を育て、活力を生み出す職場づくりにも取り組む。また、職員提案や業務改善運動などにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりと提案等の実現に向かう仕組みづくりを整備する。	職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上とその能力や可能性を引き出すことにより、組織としての総合力が高まる。	検討	検討	実施	実施	実施	・職員研修等を実施し、職員を育て、活力を生み出す職場づくりに取り組んだ。 ・岩倉市独自で23の研修を実施、外部研修機関等に64の研修に職員を派遣した。(受講者923名) ・職員提案:22件(平成22年度15件)の提案があった。業務改善運動:30チーム(平成22年度29チーム)が改善に取り組んだ。	・職員の意識改革、スキルアップに繋がった。	・引き続き、やる気を振り起こす職員研修を実施するとともに、自ら課題を発掘し解決していく「自律行動型職員」を育成するため、職員提案制度や業務改善運動などを継続して取り組む。 ・岩倉市のめざすべき職員像、職場像を明確化して、人材育成の方策を定めた「人材育成基本方針」の策定に向けて検討する。	・業務改善運動はよいことであると思うので、今後は、この運動についての市民へのアピールを検討すること。
60		③ 職員数の適正化	秘書課	・官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員等の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れた定員適正化計画を作成し、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員数の管理に努める。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	・平成23年4月1日現在の職員数は、371名であった。(行政改革集中改革プランの最終目標であった平成22年4月1日の目標値は369名であったが、その後、消防職員の定数を4名増員したため、373名を現在の目標値としている。)	・効果的・効率的な行政運営を行うことができた。	・職員の配置は、さまざまな行政需要に左右されることから、画一的に判断することは難しいが、類似する団体などと比較し、岩倉市にとって適正な定員管理を継続的に推進していく。 ・定員適正化計画を作成するための準備を行う。	・時間外勤務実績についての資料が提出されたが、職員一人当たりの実績を示すなど、外部の委員にもわかりやすい資料作りにつながることを。 ・昭和40年代後半から50年代前半にかけて採用した技術職の職員が今後数年で定年退職を迎える。この中には高い専門性やノウハウを有している職員が多いので、若手職員に経験を受け継ぐ意味でも、再任用として活用してほしい。 ・公務員の働き方、給料について、市民にきちんと理解されることを目指して、あらゆる機会を活用して丁寧に説明すること。
(平成24年度追加)														
61	(2) より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報共有	秘書課	・本会議及び委員会の傍聴者数の増加に取り組む。 ・市民に審議内容をより理解してもらうため、傍聴者用資料の作成、配布を検討し、市議会だよりやホームページを利用した傍聴の呼びかけを行う。 ・委員会においては、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設するなど、傍聴環境の整備について検討する。	市民に広く周知することで、議会についてより関心を持っていただくことができる。	検討	検討	実施	実施				・議会報告会などで市民から出された意見を参考にして研究する。 ・引き続き市議会だよりやホームページを利用して傍聴への呼びかけを行う。(平成23年度の傍聴者数の実績117人に対し、平成24年度の傍聴者数目標を150人とする。) ・先進地の調査、研究を行う。	・市民に「議会に行ってみたらそんなにおもしろいことがあるのか」ということが広がれば傍聴者は増えるはずである。このようなことを理解してもらえよう取組を進めること。
62	(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	児童家庭課	・地域交流センターみどりの家及び青少年宿泊研修施設希望の家については、平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定期間は、平成25年度までとなり、利用者会議等によるモニタリングを実施しながら業務改善や平成26年度の次期指定に向けた検討を進める。	民間活力の活用と利用者ニーズに合わせた施設の管理運営ができる。	検討	実施	実施	実施				・施設の特性に合ったモニタリングを行うための評価項目・方法を検討する。	・市民がよりいっそう利用しやすくなるという観点から、モニタリングの方法を検討すること。